

株式会社長野協同データセンター定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社長野協同データセンターと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェア開発、販売、リース
2. 情報処理サービスに関する業務
3. 空中写真測量に関する業務
4. 地上測量、土木設計に関する業務
5. 地図作成及び各種印刷に関する業務
6. 補償コンサルタントに関する業務
7. その他前各号に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得したのに対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単

独で上記請求をすることができる。

(質権の登録および信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主は、当社所定の書式により、印鑑および氏名・住所を当社に届け出なければならない。

2. 前項の場合、株主の法定代理人もしくは法人である株主の代表者は、当社所定の書式により、株主の氏名・住所および代理人・代表者の印鑑ならびに氏名・住所を当社に届け出なければならない。

届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

3. 質権を当社に登録するときも、前2項と同様な手続きをしなければならない。

届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前に、各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役・取締役会 代表取締役及び監査役

(取締役会)

第18条 当社は取締役会をおく。

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当社の取締役は10名以内とし、監査役は、2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第20条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第24条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

2. 取締役会の決議をもって、社長以外に前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬並びに退職慰労金)

第25条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

(非業務執行取締役等との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(利益配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して支払う。

2. 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第29条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

施行	平成	3年	4月	1日
一部変更	平成	3年	7月	1日
一部変更	平成	18年	9月	1日
一部変更	平成	27年	8月	25日
一部変更	令和	6年	8月	23日
一部変更	令和	6年	9月	24日

役員名簿

令和7年8月29日現在

役職名	常勤	氏名	摘要
代表取締役社長	○	滝澤 恵	
専務取締役	○	宮澤 優子	
取締役	○	武田 好博	
取締役	○	内山 晃一	
取締役		米沢 一馬	長野県 産業労働部 部長
取締役		小林 雅裕	長野市 保健福祉部 部長
監査役		高野 善生	朝日税理士法人 税理士

第 36 期 事業報告書

(令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで)

1. 第 36 期 事業報告

36 期は、前期売上高より減収となる計画でスタートしました。その大きな要因としては人口 3 万人未満の自治体への上下水道公営企業会計移行業務が終了し、保守・更新業務中心へ移行したことに因ります。(当該工種で、対前期比マイナス 9 千 5 万円)

また、実績としては自治体の情報システムに関するプロポーザルに挑戦しましたが、受注には至らず、想定していたバックアップ対策を講じることができませんでした。

一方、国土交通省からの河川台帳作成業務、長野県からの各種情報システム改修業務、長野市からの河川カメラ閲覧サイト構築業務、さらに市町村からの地方公会計、公営企業会計業務、地球温暖化対策関係業務などの受注案件に支えられ、売上高目標である 4 億 1 千万円に対し、達成率 96.5% の 3 億 9,500 万円を確保することができました。

近隣県外からは、東京都八王子市における公営霊園区画 GIS 導入、滋賀県大津市における公営霊園管理システムの受注が実現しました。広域行政ネットワーク(LG-WAN ASP)を活用したシステムであり、今後は商品の更なる充実と導入数の拡大を図ってまいります。これまでに県外 7 都県へ拡大し、市町村数では 8 市町で導入され、現在も複数の県外自治体より商談のご相談をいただいています。

公共施設個別計画(長寿命化計画)については、5 年周期の更新業務が開始され、5 自治体より 1,300 万円の受注がありました。

地方公会計業務では、県内 23 自治体から安定的に保守・更新業務を受注し、総額は 1 億 1,100 万円となりました。

地球温暖化対策分野では、県内 3 自治体から公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務、ならびに地球温暖化防止に係る計画支援業務として、1,300 万円の受注がありました。

公営企業会計業務については、11 自治体より 7,200 万円の受注がありました。システム設定等の不具合解消にて 700 万円ほどの費用がかかり、特別損失として計上しました。

粗利益および営業利益については、受注総額が前期より減少したものの、生産原価の低減(外注費等の変動費抑制)に努めた結果、前期実績には及ばなかったものの、期計画は達成することができました。

2. 第37期 事業計画

37期の経営目標数値は下記のとおり、売上高予算を400百万円、粗利益率56.4%、営業利益率17.0%と計画しました。

(単位:千円)

売上高	生産原価	粗利益	販管費	営業利益	経常利益	税引前利益
400,000	174,430	225,570	157,600	67,970	69,997	70,007
100.0%	43.6%	56.4%	39.4%	17.0%	17.5%	17.5%

前期比較で、約15百万円増の326百万円でスタートを切りました。内訳は以下のとおりです。

- ・地方公会計関連業務 29市町村 102百万円
- ・上下水道公営企業会計関連業務 14町村 96百万円
- ・システム開発、保守関連業務 48縣市町村他 61百万円
- ・公共施設等総合管理計画等データ作成等 11市町村 33百万円
- ・データ作成関連 他 34百万円

期首時点の期末までの残商談は、受注確度の高いものから低いものを含めて108百万円ほどありますので、確度の低い商談の確度アップと補正予算の受注を増やして予算達成を目指します。

長野県内市町村の顧客開拓は、全77市町村中、56市町村、県外では、8市町です。

広域行政ネットワーク(LG-WAN ASP)を利用した霊園管理、公有財産管理、道路河川占用許可管理、契約管理の各システムを県内外へ積極的に提案していきます。

また、新商品開発を継続的に実施する事と共に、社内の人材育成に力を入れていきます。

貸借対照表の要旨

(令和 7年 6月 30日現在)

(単位:千円)

損益計算書の要旨

〔 自 令和 6年 7月 1日
至 令和 7年 6月 30日 〕

(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部		科目	金額
流動資産	468,008	流動負債	77,812	売上高	395,488
固定資産	28,546	固定負債	65,130	売上原価	170,893
有形固定資産	14,665	負債合計	142,942	売上総利益	224,595
無形固定資産	3,137	株主資本	353,612	販売費及び一般管理費	157,973
投資その他の資産	10,744	資本金	100,000	営業利益	66,621
		資本剰余金	0	営業外収益	9,329
		資本準備金	0	営業外費用	1,185
		利益剰余金	253,612	経常利益	74,765
		利益準備金	10,200	特別利益	40
		その他利益剰余金	243,412	特別損失	6,532
		(うち当期純利益)	(48,905)	税引前当期純利益	68,273
		純資産合計	353,612	法人税、住民税及び住民税	19,368
資産合計	496,554	負債・純資産合計	496,554	当期純利益	48,905

完成工事原価報告書

株式会社 長野協同データセンター

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

単位：円

科 目	金 額	
【材 料 費】		
材 料 費		2,398,690
【労 務 費】		
雑 給	3,731,328	
人 件 費 配 賦	99,381,630	103,112,958
【外 注 費】		
外 注 費		38,681,565
【経 費】		
運 賃	4,756	
修 繕 費	39,000	
減 価 償 却 費	906,123	
往 復 旅 費	47,982	
滞 在 旅 費	242,237	
賃 借 料	582,033	
ソフトウェア保守料	3,959,800	
消 耗 品 費	10,596	
通 信 費	11,320	
支 払 手 数 料	2,471,554	
間 接 費 配 賦	18,420,042	
雑 費	4,826	26,700,269
完 成 工 事 原 価		170,893,482

株主資本等変動計算書

株式会社 長野協同データセンター

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

単位：円

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				利益剰余金合計
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000,000	8,700,000	6,000,000	205,006,855	219,706,855	
当期変動額						
剰余金の配当				△15,000,000	△15,000,000	
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て		1,500,000		△1,500,000	0	
当期純利益				48,905,297	48,905,297	
当期変動額合計	-	1,500,000	-	32,405,297	33,905,297	
当期末残高	100,000,000	10,200,000	6,000,000	237,412,152	253,612,152	

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	319,706,855	319,706,855
当期変動額		
剰余金の配当	△15,000,000	△15,000,000
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	0	0
当期純利益	48,905,297	48,905,297
当期変動額合計	33,905,297	33,905,297
当期末残高	353,612,152	353,612,152

個別注記表

株式会社 長野協同データセンター

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価方法
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
法人税法の規定による定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
法人税法の規定による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。このほか個別の債権についても回収可能性を検討して必要額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に充てるため、規程に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の数

	当 期	前 期
前期末株式数（発行済普通株式）	2,000株	2,000株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0株	0株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0株	0株
当期末株式数（発行済普通株式）	2,000株	2,000株

2. 当該事業年度中の剰余金の配当

当該事業年度中に行った剰余金配当の総額は15,000,000円、配当の原資は利益剰余金、1株あたり配当額は5,000円、35周年記念配当は2,500円です。配当の基準日は令和6年6月30日、効力発生日は令和6年9月1日です。

3. 当該事業年度末日後の剰余金の配当

当該事業年度末日後に行なう剰余金配当の総額は10,000,000円、配当の原資は利益剰余金、1株あたり普通配当は5,000円です。配当の基準日は令和7年6月30日、効力発生日は令和7年9月1日です。

その他の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

107,466千円